

岩手県告示第 123 号

岩手県保安林内作業地調査用極印使用規程を廃止する告示を次のように定める。

平成 19 年 2 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県保安林内作業地調査用極印使用規程を廃止する告示

岩手県保安林内作業地調査用極印使用規程（昭和 31 年岩手県告示第 547 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。